

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

平成23年に義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、平成24年度、小学校2年生については加配措置に留まっている。

我が国は、OECD加盟国(28か国)に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。

また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。

さらに、GDPに占める国の教育予算の割合は、OECD加盟国の中で最下位であり、また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。

このような中、本市では、「豊かな感性とたくましい行動力を持ち、互いのよさを認め合いながら、進んで自己の課題に取り組むことのできる、心身共に健康な児童生徒の育成を目指す。」を目標とし、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成を行い、雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

以上のことから、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 教育条件の格差解消を図るため、国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月18日

甲 府 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 内閣官房長官